

A

土地の所有権や相続は様々な取り決めはあります、今後のことについて親族との話し合いも必要です。

奥様、ご両親様はじめご一家の皆様、なんとお気の毒なことでしょう。

さて、ご相談の件は、世間では珍しくないことです。一般には嫁姑より婿のほうが家庭は円満ですし。義親の土地上に夫が家を建てて棟続きで住むとか、建築資金の一部を親や妻が出資して名義が一部異なるといった場合もあります。

義父の相続は、何の遺言もなければ、義母が半分、義妹が4分の1、ご相談者の子供2人が(亡母の分を代襲して)各8分の1。その際、義妹が相続を放棄してくれれば子供2人が各4分の1となります。

しかし、放棄は相続発生後しかできないので、将来約束を行してくれるかどうかは分かりません。相続には配偶者の意向が強く反映するので、義妹は放棄したくてもご主人がとめれば難しいのが実情です。もちろん式といった遺産があれば遺産分割の際義妹にはそちらを取つてもらえばよいのです。しかし、

さて、ご相談の件は、世間では珍しくないことです。一般には嫁姑より婿のほうが家庭は円満ですし。義親の土地上に夫が家を建てて棟続きで住むとか、建築資金の一部を親や妻が出資して名義が一部異なるといった場合もあります。

義父の相続は、何の遺言もなければ、義母が半分、義妹が4分の1、ご相談者の子供2人が(亡母の分を代襲して)各8分の1。その際、義妹が相続を放棄してくれれば子供2人が各4分の1となります。

しかし、放棄は相続発生後しかできないので、将来約束を行てくれるかどうかは分かりません。相続には配偶者の意向が強く反映するので、義妹は放棄したくてもご主人がとめれば難しいのが実情です。もちろん式といった遺産があれば遺産分割の際義妹にはそちらを取つてもらえばよいのです。しかし、

奥様、ご両親様はじめご一家の皆様、なんとお気の毒なことでしょう。

さて、ご相談の件は、世間では珍しくないことです。一般には嫁姑より婿のほうが家庭は円満ですし。義親の土地上に夫が家を建てて棟続きで住むとか、建築資金の一部を親や妻が出資して名義が一部異なるといった場合もあります。

義父の相続は、何の遺言もなければ、義母が先に亡くなつた場合は、義父の相続は義妹が半分(子供が各4分の1)となるので、相続を放棄してもらわなければなりません。相続には配偶者の意向が強く反映するので、義妹は放棄したくてもご主人がとめれば難しいのが実情です。もちろん式といった遺産があれば遺産分割の際義妹にはそちらを取つてもらえばよいのです。しかし、

Q

建物と土地の名義が違い、妻亡き後はどうすれば…

50歳のサラリーマンです。先学生の息子と高校生の娘がいます。

亡き妻は長女で、妹は遠方に嫁いだので、妻の両親は、次男である私が見るところで互いに納得し、一家6人で仲良く暮らしていました。ところが3年前、妻に乳癌が見つかり、治療を尽くしましたが半年前、45歳の若さで帰らぬ人となつてしましました。

実は、私の家の敷地は妻の父親名義なのです。二世帯での同居を決めた15年前、古い家を壊して今の家に建て直し、その際私がローンを組んだので、家は

私の名義です。ローンの返済は先般無事に終わりました。

土地が義父の物であることに少し不安もありましたが、親が死ねば妻の物になるし、私と妻は円満で離婚などないし、そうしたら土地も建物も私たちの子供の物になるのだからと思つていました。まさかこんなことになるとは想像だにしていました。

なかつたのです。
義妹は、私たちに親の面倒を任せたので、将来相続権は放棄すると言つてくれ、親もまた義妹にはやらないと言つてくれていました。しかし、妻亡き後この約束はどうなるのか、子供のこともあつてこの際不安を解消しておいたほうがよいと思い、伺つた次第です。

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授



活実態を横に置いての話にすぎません。義母から土地の持ち分を譲渡してもらうとか、義父に贈贈してもらう、遺留分の放棄とかいうことは、とりもなおさず、相談者が義父母を介護することと引き換えにならざるをえないと思うからです。

肝心の奥様亡き後もこのまま義父母と同居し、介護もできるのか。子供もいずれ巣立つだろうし、お互いの家事や生活はどうするのか。ご相談者もまだ若いので再婚されるかもそれませんよね。土地や建物は大事な財産ですが、それに縛られて的人生では悲しいように思います。落ち着かれたら、今後について、義妹さん家族も含め、お互によく話し合われるのがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。